



税務課だより

問い合わせ
税務課
吾北総合支所住民福祉課
本川総合支所住民福祉課

☎ 893-1118
☎ 867-2300
☎ 869-2112

平成25年度町県民税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料 申告受付について

平成25年度の申告が始まります。この申告は、平成25年度の町県民税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の課税、所得課税証明などの資料となる大切なものです。申告をしなかった場合は、各種控除が認められず、ご本人に不利なことになりますので、申告書は期間内に提出してください。

■申告しなければならない方

平成25年1月1日現在いの町に在住し、かつ次のいずれかに該当する方

- ①農業、営業等の所得者で平成24年中(平成24年1月1日～12月31日)に所得のあった方
- ②給与所得者で、給与の支払者が「給与支払報告書」をいの町長に提出していない方
- ③給与所得者で年末調整をされていない方
- ④平成24年中に生命保険契約等の一時金の所得のあった方
- ⑤平成24年中に生命保険契約等に基づく年金及び損害保険契約等に基づく年金所得のあった方(個人年金)
- ⑥給与所得の他に地代、家賃、配当、原稿料等の所得のあった方
- ⑦雑損、医療費控除、生命保険料控除、地震保険料控除、社会保険料控除を受けようとする方
- ⑧公的年金等にかかる所得以外の所得を有しなかった方で、前記⑦の控除及び小規模企業共済等掛金控除、寡婦(寡夫)控除、配偶者特別控除、同居老親などの扶養控除を受けようとする方
- ⑨所得課税証明の必要な方(健康保険、児童扶養手当、福祉年金などの関係で証明が必要な人は、申告しないと証明ができません。)
- ⑩国民健康保険の加入者及びその世帯の世帯主、後期高齢者医療保険の加入者(収入の有無にかかわらず申告してください。)
- ⑪介護保険のサービスを受けようとする方

■次に該当する方は申告の必要はありません

- 1 所得税の確定申告をする方
- 2 給与所得のみで、給与の支払者が年末調整済の「給与支払報告書」を、いの町長に提出している方

■申告受付期間 2月4日(月)～3月15日(金)(土、日、祝日を除く。)

※広報いの11月号及び1月号でお知らせした申告受付期間に変更がありましたので、ご注意ください。

■申告受付

申告の窓口は、すこやかセンター、吾北総合支所住民福祉課、本川総合支所住民福祉課ですが、できるだけ郵送申告での提出にご協力をお願いします。

出張申告の日程につきましては、例年どおり申告書に添付します。

なお、申告書は郵送しますが、申告の必要な方でお手元に届いていない方は税務課、各総合支所住民福祉課、出張所に備え付けていますのでご利用ください。

■申告に必要なもの

- ①印鑑
- ②所得の算出の基礎となる書類、帳簿、領収書、源泉徴収票
- ③国民年金、国民年金基金、小規模企業共済等掛金、生命保険、地震保険の支払証明書、医療費などの領収書又は証明書

■郵送申告について

収入のない方、申告書の書き方について相談の必要がない方は郵送での申告をお勧めします。「申告の手引き」を参考に申告書を作成し、必要書類を添付して返信用封筒(切手貼付不要)で郵送してください。

なお郵送の際には次の点にご確認ください。

- ①氏名・電話番号は必ず記入してください。
 - ②給与収入、年金収入のある方は必ず源泉徴収票を添付してください。
 - ③各種控除を受ける方は領収書や証明書を必ず添付してください。
- ※国民年金、国民年金基金の控除を受けられる方は、証明書の添付が必要です。
※寄附金にかかる税額控除を受ける方は、領収書又は証明書を必ず添付してください。

■注意事項

- ①領収書、証明書の提出がない場合は、各種控除が受けられませんので、忘れないようにご持参ください。
※社会保険料控除のうち国民年金、国民年金基金については、金額の多少にかかわらず証明書の添付が必要です。
※寄附金にかかる税額控除を受ける方は、領収書又は証明書の添付が必要です。
- ②申告は、個人単位ですので、同一世帯内に2人以上の申告義務者がいる場合、それぞれ申告書を提出してください。